

工 事 設 計 書 行橋市南泉2丁目 一、災害復旧事業(補助) ため池災害復旧工事(福原：長池) 工事 金 (設計額) + (消費税相当額) = 円也	工 事 の 大 要 築堤工(刃金土) V=136m³ 築堤工(韃土) V=144m³ 斜樋工 L=4.8m V=1.0m³ 底樋工(φ600) L=10.7m V=10.0m³ 止水壁工 V=1.5m³ 土砂吐工 V=4.8m³ 復旧工 一式 仮設道路工 L=48.7m 技術管理費 一式	理 由
--	---	--

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
その他土木工事(2)02						
土工	1	式				
取水設備	1	式			明 1 号	
復旧工	1	式			明 2 号	
仮設工	1	式			明 3 号	
直接工事費計	1	式			明 4 号	
共通仮設費計						
共通仮設費(積上げ)	1	式				
技術管理費	1	式				
現場密度試験 砂置換法	1	式				
現場透水試験 JGS1316	18	箇所				
環境庁告示第46号溶出試験 六価クロム(直接人件費、直接経費、諸経費含)	3	回				
	1	検体				

行橋市

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
共通仮設費(率化)						
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

行橋市

【 第 1 号 明細書 】 土工							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
掘削工	1	式					
表土掘削 (捨土)	29	m3			単 1 号		
堤体掘削 (流用土)	284	m3			単 2 号		
床堀 (流用土)	5	m3			単 3 号		
床掘 (改良土・捨土)	29	m3			単 4 号		
段切 (流用土)	3	m3			単 5 号		
残土処理 L=4km	190	m3			単 6 号		
地盤改良A H=1.7m	48	m2			単 7 号		
地盤改良B H=0.5m	22	m2			単 8 号		
地盤改良C H=0.5m	41	m2			単 9 号		
地盤改良D H=0.5m	5	m2			単 10 号		
築堤工	1	式					

行橋市

【 第 1 号 明細書 】 土工							(続 き)	1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準		
刃金土(1) B≧4.0m	58	m3			単 11 号			
刃金土(2) 2.5≦B<4.0m	11	m3			単 12 号			
刃金土(3) 1.0m≦B<2.5m	19	m3			単 13 号			
刃金土(3)トレンチ 1.0≦B<2.5m	18	m3			単 14 号			
刃金土(構造物周辺) B<0.5m	30	m3			単 15 号			
鞘土(1) B≧4.0m	111	m3			単 16 号			
鞘土(2) 2.5≦B<4.0m	21	m3			単 17 号			
鞘土(3) 1.0≦B<2.5m	4	m3			単 18 号			
鞘土(構造物周辺) B<0.5m	5	m3			単 19 号			
段切土(1) B≧4.0m	3	m3			単 20 号			
刃金土 購入土	136	m3			単 21 号			
法面工	1	式						

行橋市

【 第 1 号 明細書 】 (続 き)						
土工 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
法面整形 盛土部, 購入しない	46	m3			単 22 号	
人工芝付 人工芝(幅50cm程度)	30	m2			単 23 号	
構造物取壊工	1	式				
コンクリート構造物取壊(有筋) 制約無	5.5	m3			単 24 号	
コンクリート構造物取壊(無筋) 制約無	1.8	m3			単 25 号	
構造物撤去工	1	式				
張ﾌﾞﾛｯｸ工(撤去) 厚さ 10cm	32	m2			単 26 号	
建設廃棄物処分	1	式				
産業廃棄物処理 コンクリート(有筋)	5.5	m3			単 27 号	
産業廃棄物処理 コンクリート(無筋)	1.8	m3			単 28 号	
計						

行橋市

【 第 2 号 明細書 】						
取水設備 1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
斜樋工	1	式				
型枠 均し基礎コンクリート	0.5	m2			単 29 号	
均コンクリート 18N/m ²	0.2	m3			単 30 号	
型枠 鉄筋・無筋構造物	5.4	m2			単 31 号	
コンクリート 24N/m ²	1	m3			単 32 号	
鉄筋 SD345, D13	0.069	ton			単 33 号	
止水板 CF 200mm×5mm	2.5	m			単 34 号	
差し筋 SD345 D13	8	本			単 35 号	
硬質ポリ塩化ビニル管 VP200mm	1.7	m			単 36 号	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材 φ200×45° 曲管	1	個			単 37 号	
塩ビ蓋 φ200	1	個			単 38 号	
硬質ポリ塩化ビニル管 VP φ100mm	0.8	m			単 39 号	

行橋市

【 第 2 号 明細書 】 (続 き)							1 式 当り
取水設備							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
塩ビ支管60° φ200×φ100	4	個			単 40 号		
硬質ポリ塩化ビニル管 VP φ50mm	2.4	m			単 41 号		
硬質塩ビ管用Tセルボ VP φ50mm	2	個			単 42 号		
ため池栓	4	個			単 43 号		
底樋工	1	式					
基面整正	15	m2			単 44 号		
型枠工 均し基礎コンクリート	1	m2			単 45 号		
均しコンクリート 18N/m ²	0.8	m3			単 46 号		
型枠工 鉄筋・無筋構造物	24	m2			単 47 号		
コンクリート 24N/m ²	10	m3			単 48 号		
遠心力鉄筋コンクリート管(B形)	11.5	m			単 49 号		
鉄筋 SD345, D13	0.408	ton			単 50 号		

行橋市

【 第 2 号 明細書 】 (続 き)							1 式 当り
取水設備							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
目地板 目地板(ゴム発泡体)t=20mm	1	m2			単 51 号		
止水版 CF200mm×5mm	3.8	m			単 52 号		
ダウエルバー SD345	16	本			単 53 号		
止水壁工	1	式					
基面整正	1	m2			単 54 号		
型枠工 鉄筋・無筋構造物	8.8	m2			単 55 号		
コンクリート 24N/m ²	1.5	m3			単 56 号		
鉄筋 SD345, D13	0.086	ton			単 57 号		
目地板 目地板(ゴム発泡体)t=20mm	2	m2			単 58 号		
止水板 CF200mm×5mm	4.6	m			単 59 号		
土砂吐工	1	式					
基面整正	6	m2			単 60 号		

行橋市

【 第 2 号 明細書 】 (続 き)							1 式 当り
取水設備							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
型枠工 均し基礎コンクリート	0.3	m2			単 61 号		
均しコンクリート 18N/m ²	0.2	m3			単 62 号		
型枠工 鉄筋・無筋構造物	23	m2			単 63 号		
コンクリート 24N/m ²	4.8	m3			単 64 号		
鉄筋 SD345 D13	0.422	ton			単 65 号		
支保	1	空m3			単 66 号		
計							

行橋市

【 第 3 号 明細書 】							1 式 当り
復旧工							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
張ﾌﾞﾛｯｸ土工	1	式					
床掘	10	m3			単 67 号		
埋戻	7	m3			単 68 号		
基面整正	8	m2			単 69 号		
残土処理 L=4km	2	m3			単 70 号		
張ﾌﾞﾛｯｸ工	1	式					
張ﾌﾞﾛｯｸ工(仕戻) 厚さ10cm	32	m2			単 71 号		
張ﾌﾞﾛｯｸ工	6	m2			単 72 号		
裏込工(ﾌﾞﾛｯｸ積・ﾌﾞﾛｯｸ張) コンクリート用砕石(5～25mm) ,ﾌﾞﾛｯｸ張り	6	m3			単 73 号		
天端コンクリート工 18-8-40(高炉B) W/C65%	10	m			単 74 号		
基礎工 18-8-40(高炉B) W/C65%	9	m			単 75 号		
水路工	1	式					

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 4 号 明細書 】						
仮設工						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮設道路工	1	式				
仮設道路盛土工	85	m3			単 87 号	
仮設盛土撤去	99	m3			単 88 号	
敷砂利	146	m2			単 89 号	
地盤改良 H=0.9m	162	m2			単 90 号	
仮設排水	1	式				
仮設排水管 VU φ 300 (設置～撤去)	12	m			単 91 号	
水替工	1	式				
排水ポンプ(仮設) 0以上～40未満	1	箇所			単 92 号	
安全費	1	式				
交通誘導警備員B		人				
計						

行橋市

14

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

15

[illegible]

16

[illegible]

17

[illegible]

18

[illegible]

19

[illegible]

22

[illegible]

23

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 12 号 単価表 】						
刃金土(2) 2.5≦B<4.0m						
1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
路体(築堤)盛土・埋戻 2.5m以上4.0m未満	1	m3			P 8 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 13 号 単価表 】						
刃金土(3) 1.0m≦B<2.5m						
1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
積込(ルーズ) 土砂 土量50,000m3未満	1.11	m3			P 9 号	
盛土 人力まき出し	1	m3			施 1 号	
振動ローラ締固め 路体・築堤 搭乗式・コンパインド型3～4t	1	m3			施 2 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 14 号 単価表 】						
刃金土(3)トレンチ 1.0≦B<2.5m						
1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
積込(ルーズ) 土砂 土量50,000m3未満	1.11	m3			P 9 号	
盛土 人力まき出し	1	m3			施 1 号	
振動ローラ締固め 路体・築堤 搭乗式・コンバート型3～4t	1	m3			施 2 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 15 号 単価表 】						
刃金土(構造物周辺) B<0.5m						
1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
積込(ルーズ) 土砂 土量50,000m3未満	1.11	m3			P 9 号	
盛土 人力まき出し	1	m3			施 3 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 18 号 単価表 】						
鞘土(3) 1.0≦B<2.5m 1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
積込(ルーズ) 土砂 土量50,000m3未満	1.11	m3			P 9 号	
盛土 人力まき出し	1	m3			施 1 号	
振動ローラ締固め 路体・築堤 搭乗式・コンパント型3～4t	1	m3			施 2 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 19 号 単価表 】						
鞘土(構造物周辺) B<0.5m 1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
積込(ルーズ) 土砂 土量50,000m3未満	1.11	m3			P 9 号	
盛土 人力まき出し	1	m3			施 4 号	
計						
単位当たり						

行橋市

[illegible]

34

[illegible]

35

【 第 22 号 単価表 】						
法面整形 盛土部,購入しない				1 m3 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
法面整形 盛土部 け質土、砂及び砂質土、粘性土	1	m2			P 11 号	
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 23 号 単価表 】						
人工芝付 人工芝(幅50cm程度)				1 m2 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
芝付工 全面張 人工芝(幅50cm程度)	1	m2			施 5 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 24 号 単価表 】						
コンクリート構造物取壊(有筋) 制約無						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
構造物とりこわし工 鉄筋構造物 機械施工	1	m3			施 6 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 25 号 単価表 】						
コンクリート構造物取壊(無筋) 制約無						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
構造物とりこわし工 無筋構造物 機械施工	1	m3			施 7 号	
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 26 号 単価表 】 張ﾌﾞﾛｯｸ工(撤去) 厚さ 10cm							1	m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準		
張ﾌﾞﾛｯｸ工(撤去)	1	m2			施 8 号			
計								
単位当たり								

行橋市

【 第 27 号 単価表 】 産業廃棄物処理 コンクリート(有筋)							1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準		
搬運機 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込	1	m3			P 12 号			
産業廃棄物投棄料(中間処理) コンクリート(有筋)	1	m3						
計								
単位当たり								

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

【 第 30 号 単価表 】						
均コンクリート 18N/m ²				1 m3 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート 6 ^号 ホコ(クレーン機能付)打設 無筋・鉄筋構造物 18-8-25(20)(高)65%	1	m3			P 15 号	
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 31 号 単価表 】						
型枠 鉄筋・無筋構造物				1 m2 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
型枠 一般型枠 鉄筋・無筋構造物	1	m2			P 16 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 32 号 単価表 】						
コンクリート 24N/m ²				1 m3 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート 6'777777 (777777機能付)打設 無筋・鉄筋構造物 24-12-25(20) (高炉)	1	m3			P 17 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 33 号 単価表 】						
鉄筋 SD345, D13				1 ton 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
鉄筋工(太径鉄筋含む) 補正無(一般構造物)	1	t			施 9 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 34 号 単価表 】						
止水板 CF 200mm×5mm				1 m 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
止水板 CF200×5	1	m			P 18 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 35 号 単価表 】						
差し筋 SD345 D13				100 本 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
鉄筋工(太径鉄筋含む) 差し筋及び杭頭処理	0.02	t			施 10 号	
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 36 号 単価表 】							1 m 当り
硬質ポリ塩化ビニル管 VP200mm							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 VP TS片スリーブ 径200mm	1	m			施 11 号		
計							
単位当たり							

行橋市

【 第 37 号 単価表 】							1 個 当り
硬質ポリ塩化ビニル管継手材 φ200×45° 曲管							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
塩ビ製排水用継手 エルボ DV 45° × φ200	1	個					
計							
単位当たり							

行橋市

【 第 38 号 単価表 】						
塩ビ蓋 φ200						
1 個 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
塩ビ蓋 φ200	1	個				
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 39 号 単価表 】						
硬質ポリ塩化ビニル管 VPφ100mm						
1 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 VP 直管(両差し口) 径100mm	0.8	m			施 12 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

54

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

55

【 第 42 号 単価表 】

硬質塩ビ管用TSエルボ VP φ 50mm

1 個 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
硬質塩ビ管用 T S エルボ A 形 φ 50mm	1	個				
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 43 号 単価表 】 ため池栓							1 個 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
ため池栓	1	個					
計							
単位当たり							

行橋市

[illegible]

58

[illegible]

59

【 第 46 号 単価表 】						
均しコンクリート 18N/m ²				1 m3 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート 人力打設 無筋・鉄筋構造物 18-8-25(20) (高)65%	1	m3			P 20 号	
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 47 号 単価表 】						
型枠工 鉄筋・無筋構造物				1 m2 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
型枠 一般型枠 鉄筋・無筋構造物	1	m2			P 16 号	
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 48 号 単価表 】 コンクリート 24N/m ² 1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート 6' 7' 8' 9' (クレーン機能付) 打設 無筋・鉄筋構造物 24-12-25 (20) (高炉)	1	m3			P 17 号	
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 49 号 単価表 】 遠心力鉄筋コンクリート管 (B形) 1 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
遠心力鉄筋コンクリート管 (B形) 据付 外圧管1種 管径600mm	1	m			P 21 号	
計						
単位当たり						

行橋市

【 第 50 号 単価表 】 鉄筋 SD345, D13							1 ton 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
鉄筋工(太径鉄筋含む) 補正無(一般構造物)	1	t			施 9 号		
計							
単位当たり							

行橋市

【 第 51 号 単価表 】							1 m2 当り
目地板 目地板(ゴム発泡体)t=20mm							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
目地板 ゴム発泡体 硬度30以上 t=20mm	1	m2			P 22 号		
計							
単位当たり							

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 52 号 単価表 】						
止水版 CF200mm×5mm				1 m 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
止水板 CF200×5	1	m			P 18 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 53 号 単価表 】						
ダウエルバー SD345				1 本 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ダウエルバー取付 異形棒鋼D16mm	1	本			施 14 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 56 号 単価表 】 コンクリート 24N/m ² 1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート 6'7x7x30(クレーン機能付)打設 無筋・鉄筋構造物 24-12-25(20)(高炉)	1	m3			P 17 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 57 号 単価表 】 鉄筋 SD345, D13 1 ton 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
鉄筋工(太径鉄筋含む) 補正無(一般構造物)	1	t			施 9 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 58 号 単価表 】						
目地板 目地板(ゴム発泡体)t=20mm				1 m2 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
目地板 ゴム発泡体 硬度30以上 t=20mm	1	m2			P 22 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 59 号 単価表 】						
止水板 CF200mm×5mm				1 m 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
止水板 CF200×5	1	m			P 18 号	
計						
単位当たり						

行橋市

[illegible]

74

[illegible]

75

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 62 号 単価表 】						
均しコンクリート 18N/m ²						
1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート 人力打設 無筋・鉄筋構造物 18-8-25(20) (高)65%	1	m3			P 20 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 63 号 単価表 】						
型枠工 鉄筋・無筋構造物						
1 m2 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
型枠 一般型枠 鉄筋・無筋構造物	1	m2			P 16 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 64 号 単価表 】 コンクリート 24N/m ² 1 m3 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート 6'7x7x30(クレーン機能付)打設 無筋・鉄筋構造物 24-12-25(20)(高炉)	1	m3			P 17 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 65 号 単価表 】 鉄筋 SD345 D13 1 ton 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
鉄筋工(太径鉄筋含む) 補正無(一般構造物)	1	t			施 9 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

80

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

81

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

【 第 72 号 単価表 】 張ﾌﾟﾛｯｸ工							1	m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準		
張ﾌﾟﾛｯｸ(空張)工	1	m2			施 18 号			
計								
単位当たり								

行橋市

【 第 73 号 単価表 】 裏込工(ﾌﾟﾛｯｸ積・ﾌﾟﾛｯｸ張) コンクリート用砕石(5～25mm) ,ﾌﾟﾛｯｸ張り							1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準		
裏込工 張ﾌﾟﾛｯｸ	1	m3			施 19 号			
計								
単位当たり								

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 74 号 単価表 】						
天端コンクリート工 18-8-40(高炉B) W/C65%				9 m 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート 平打ち(クレーン機能付)打設 小型構造物 18-8-40(高)W/C65%	0.68	m3			P 23 号	
型枠 一般型枠 小型構造物	9.08	m2			P 24 号	
計						
単位当たり						

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 75 号 単価表 】						
基礎工 18-8-40(高炉B) W/C65%				9 m 当り		
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
コンクリート 人力打設 小型構造物 18-8-40(高)W/C65%	2.03	m3			P 25 号	
型枠 一般型枠 小型構造物	11.09	m2			P 24 号	
計						
単位当たり						

行橋市

[illegible]

行橋市

[illegible]

行橋市

【 第 78 号 単価表 】 床掘							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
床掘り 土砂 標準	1	m3			P 2 号		
計							
単位当たり							

行橋市

【 第 79 号 単価表 】							1 m3 当り
埋戻							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
積込(ルーズ) 土砂 土量50,000m3未満	1.11	m3			P 9 号		
盛土 人力まき出し	1	m3			施 16 号		
計							
単位当たり							

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

[illegible]

行橋市

【 第 84 号 単価表 】 型枠工 鉄筋・無筋構造物	1 m2 当り
--	--------------

行橋市

【 第 85 号 単価表 】					
	コンクリート	21N/m ²		1	m3 当り

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 86 号 単価表 】 鉄筋 SD345, D13							1 ton 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
鉄筋工(太径鉄筋含む) 補正無(一般構造物)	1	t			施 9 号		
計							
単位当たり							
						</	

行橋市

ため池災害復旧工事(福原：長池)

【 第 87 号 単価表 】							1 m3 当り
仮設道路盛土工							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
山砂 埋戻し用 [ルースな状態]	1.33	m3					
路体(築堤)盛土・埋戻 4.0m以上 10,000m3未満	1	m3			P 7 号		
計							
単位当たり							

行橋市

【 第 88 号 単価表 】 仮設盛土撤去							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
床掘り 土砂 標準	1	m3			P 2 号		
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂	1	m3			P 3 号		
整地 残土受入れ地での処理	1	m3			P 4 号		
計							
単位当たり							

行橋市

【 第 89 号 単価表 】 敷砂利							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
砂利舗装工(機械) バックホ敷均し 仕上り厚10cm	1	m2			施 20 号		
計							
単位当たり							

行橋市

【 第 90 号 単価表 】

行橋市

[illegible]

行橋市

【 第 92 号 単価表 】						
排水ポンプ(仮設) 0以上～40未満						1 箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
ポンプ運転 作業時排水 0～40未満 (m3/h)		日			施 24 号	
ポンプ設置・撤去 ポン 台数 1～5台	1	箇所			施 25 号	
釜場掘削設置	1	箇所			施 26 号	
釜場撤去埋戻	1	箇所			施 27 号	
計						
単位当たり						

災害復旧事業

ため池災害復旧工事(福原：長池)

特 記 仕 様 書

行橋市産業振興部農林水産課産業土木係

第1章総則

1-1 目的

この仕様書は、行橋市役所が発注する、災害復旧事業(補助) ため池災害復旧工事(福原：長池)に適用し、市と工事請負者（以下、「請負者」という。）との間に締結される工事請負契約書に添付するものである。

1-2 工事の概要

(1) 施工場所 福岡県行橋市南泉 2 丁目

※位置は別添位置図のとおり

(2) 施工概要 ため池工事

- ・築堤工(刃金土) $V=136 \text{ m}^3$
- ・築堤工(韃土) $V=144 \text{ m}^3$
- ・斜樋工 $L=4.8\text{m}$ $V=1.0 \text{ m}^3$
- ・底樋工($\phi 600$) $L=10.7\text{m}$ $V=10.0 \text{ m}^3$
- ・止水壁工 $V=1.5 \text{ m}^3$
- ・復旧工 一式
- ・仮設道路工 $L=48.7\text{m}$
- ・技術管理費 一式

1-3 工事の施工

- (1) 工事の施工にあたっては、本仕様書、設計書、設計図及び共通仕様書に従うものとする。各仕様書で一致しない事項については本仕様書が優先する。本仕様書に定めのない事項について、または本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
- (2) 請負者は、工事施工の全過程に対して技術上の責任を負い、工事に関する交渉その他一切の手続きは監督員を通じて行うものとする。

1-4 設計図書

- (1) 設計書、設計図及び仕様書に関して疑義のある場合は、あらかじめ契約前に明確にしておかなければならない。契約後に疑義の生じた場合は監督員の解釈に従う。
- (2) 請負者は、工事施工にあたり、設計図書の確認によって避け得る誤りに対しては責任を負うものとする。

1-5 工事中仮設

請負者が施工する一般仮設は、工事施工に十分な規模で、労働基準法その他の関連法規に違反しないものとする。工事完了後は原形復旧を原則としてこれらの施設を速やか撤去し、後片付けを行うものとする。

- (1) 設計書及び設計図に指示されたもの、あるいは監督員が特に指示したもの（以下、「指定仮設」という）については、請負者は指定どおり施工する。ただし、請負者が代案を希望する場合は、関係図面を添付のうえ発注者の承認を得て実施することができる。この代案により設計変更が生じる場合は、発注者・請負者協議の対象とする。

- (2) 指定仮設以外の仮設（以下、「任意仮設」という）について、施工に先立ち周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、乗載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。任意仮設に伴う作物、道路、立木、板柵その他の損失補償は請負者の負担とする。

仮橋工、仮廻し水路工、仮設土留、仮締切工において、仮設 H 鋼及び鋼矢板等の打設、引抜きを行う場合、騒音、振動等の対策について十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、騒音、振動の基準値は、「騒音規制法」及び「振動規制法」並びに設計図書によるものとする。

- (3) 仮設道路用地の整地復旧の詳細については、監督員、請負者及び地権者と協議のうえ決定することとする。
- (4) 仮設道路用地の整地復旧が完了した際は監督員にその旨を届け出て、監督員及び地権者の立会検査を受けた後に返還しなければならない。
- (5) 指示された仮設道路用地については、工事期間中請負者の責任で管理し、第三者による産廃物等の異物が搬入されないようにしなければならない。万一、不明の第三者による産廃物等の異物が搬入された場合、請負者の責任によりこれを撤去しなければならない。

1-6 水替工

工事中の排水は原則として仮排水管で処理する。

地表流出水及び湧水が堤内施工区域内に流入しないように溝等の適当な排水施設を設け、排水ポンプと釜揚げ等の方法により、掘削及び盛土等の作業に支障をきたさない程度まで排水をしなければならない。

1-7 基準標及び丁張

- (1) 請負者は、監督員から示された測量基準標を必要な期間、良好な状態に保たなければならない。基準標に異常が生じた場合は、監督員立ち会いのもとに修正、再建あるいは移設しなければならない。
- (2) 主要な丁張は原則として竣工検査が済むまでは保存し、損傷又は紛失した場合は新たに設置しなおし、監督員の再検査を受けるものとする。

1-8 検査

- (1) 工事検査のために必要がある場合は、その工事の一部又は全部の工事を中止させ、破壊させることがある。この場合、請負者は県の意向に従い、検査に必要な機械器具等を提供し、協力しなければならない。
- (2) 検査の結果、工事の全部又は一部に欠陥が発見された時は、請負者の負担において監督員の指示に従い、欠陥部分及び検査のための破壊部分を補修、または取り替えなければならない。
- (3) 請負者は、工事しゅん工後といえども、行橋市はもとより、会計検査院や農林水産省等の指示があった場合は、誠意を持って対応するものとする。

1-9 提出書類等

(1) 請負者は、監督員の指示する書類を提出しなければならない。提出書類リスト及び様式については、行橋市役所契約検査課のホームページを参照すること。

1-10 保安及び衛生

(1) 請負者は、共通仕様書のほか特に次の各項目については、関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な措置を講じなければならない。

ア. 立入禁止区域の設定

イ. 道路交通制限または禁止

ウ. 危険物の取扱い

エ. 河川小水路の流水制限等

オ. ダンプトラック等を使用する工事における交通安全対策の基本的事項を定め、関係機関と十分協議し、必要な具体的内容を定め、これを誠実に履行し、事故防止に努めなければならない。

カ. 重機械、資材等の運搬道路については、沿線住民、家屋、その他建造物等に損害を与えないよう留意しなければならない。

キ. 工事に際しては、工事区域や周辺の水路・その他の自然環境に配慮し、生態系の保全に努めなければならない。特に、水質に影響を与えると思われる工事については、水質の調査等、監督員と協議を行い、適切な措置を講じなければならない。

(2) 風紀

ア. 請負者は、労働者の風紀に注意し、工事現場付近はもちろん、第三者に対して迷惑をかけないように風紀取り締まりの係員を置き、常に注意を怠らないように努めなければならない。

イ. 請負者の職員、工員及び労働者は、工事現場においては請負者の社名または記章を見えやすい所に付けるように努めなければならない。

(3) 保護具

現場に立ち入る場合は、保安帽その他の必要な保護具を着用しなければならない。視察または見学等で発注者または請負者の許可を得て現場内に立ち入る場合でも、保安帽その他の必要な保護具を着用させるものとする。

1-11 工事材料承認

材料承認が必要な材料は、以下の材料承認が必要な材料一覧表に示すとおりである。監督員の指示があれば、以下に示す添付資料以外の資料についても、提出すること。

材料承認が必要な材料一覧表

区 分	材 料 名	添 付 資 料 等
土砂・石材・骨材等	土（ <u>購入土</u> ，堤体盛土，建設汚泥改良土）・石材等	許可書等、試験成績書（別記1）
	骨材（新材・再生材）	同上
鋼 材	構造用圧延鋼材、棒鋼	ミルシート

	ＰＣ用（ポステン）・ アンカー用鋼材	
	鋼製ぐい及び鋼矢板 （仮設材を除く）	ミルシート、カタログ等
セメント及び混和材	セメント	品質証明書
	混和材料	品質証明書、カタログ等
セメントコンクリート 製品	セメントコンクリート製品一般	（別記２）
	コンクリート杭・矢板	試験成績書、カタログ等
塗 料	塗料一般	品質証明書、色見本等
その他	レディミクストコンクリート	（別記３）
	アスファルト混合物	（別記４）
	薬液注入材・薬剤等	品質証明書、カタログ等
	種子・肥料等	同上
	その他の工場製作品等	同上

（別記１）

土、石材等（砕石、粒度調整砕石、クラッシャラン、再生クラッシャラン、切込砕石、割栗石、砕石チップ、山ズリ、真砂土、護岸・捨石用石材等）について

(1) 新材の場合

- ア．「岩石採取計画認可書（県知事又は通産局長が発行したもの）」の写しを添付すること。
- イ．「材料出荷証明書」（材料供給業者の印が必要、流通業者や商社印は不可）の写しを添付すること。
- ウ．「各種土質試験成績書」（品質確保のため監督員が必要と認める書類）を添付すること。
- エ．刃金土（購入土）の試験成績書には、土粒子の密度試験、含水比試験、粒度試験、液性限界試験、塑性限界試験、突き固め試験、透水試験、三軸圧縮試験結果を添付すること。刃金土はその材質としては、締め固め度※（以下、「D値」という。）95%以上、室内透水試験値 $1\sim 5\times 10^{-6}$ 以下、粘着力（有効応力表示） 10kN/m^2 程度以上、内部摩擦角（有効応力表示） 30° 程度以上とする。また、粒度分布は 0.075mm 以下の細粒分を10～15%程度以上、 0.005mm 以下の粘土分を5%以上含有していることを目安とし、塑性指数は15以上が望ましい。

※締め固め度（D 値）＝現場における締め固め後の土の乾燥密度／室内締め固め試験における最大乾燥密度

(2)再生材の場合

- ア．材料供給業者が福岡県認定リサイクル製品の優先利用で認定された業者または福岡県の承認施設であること。
- イ．「材料出荷証明書」（材料供給業者の印が必要、流通業者や商社印は不可）の写しを添付すること。
- ウ．「各種土質試験成績書」（品質確保のため監督員が必要と認める書類）を添付すること。

※各種土質試験は工事毎に実施することとする。監督員が品質の適合を確認できれば、(財)福岡県建設技術情報センターで実施した試験に限り、工事前年度（再生材は、半年前以内）の試験成績書により省略できるものとする。

(別記 2)

セメントコンクリート製品一般（コンクリート二次製品）について

- ア．再生材の場合、材料供給業者が福岡県認定リサイクル製品の優先利用で認定された業者であること。
- イ． J I S 製品の場合は添付資料を省略できる。材料搬入時に製品の J I S マークを確認すること。荷重条件等により構造計算書が必要な製品は構造計算書を添付すること。

(別記 3)

レディミクストコンクリートについて

- ア．再生材の場合、材料供給業者が福岡県認定リサイクル製品の優先利用で認定された業者であること。
- イ． J I S 認定工場の場合は、配合設計書（配合報告書）のみの添付でよい。 J I S 認定工場以外の場合は試験成績書（使用材料、コンクリート強度）配合設計書、品質管理記録を添付する。

(別記 4)

アスファルト混合物について

- ア．再生材の場合、材料供給業者が福岡県認定リサイクル製品の優先利用で認定された業者または福岡県県土整備部の承認施設であること。
- イ．配合試験報告書を添付すること。
- ウ．試験は工事毎に実施することとする。監督員が品質の適合を確認できれば、(財)福岡県建設技術情報センターで実施した試験に限り、工事前年度（再生材は、半年前以内）の試験成績書により省略できるものとする。
- エ．アスファルト混合物事前審査制度の認定を取得している混合物については、上記と同様な位置付けとし、施工毎の配合試験を省略できる。

1-12 認定リサイクル製品

- (1)本工事で使用する再生加熱アスファルト混合物、再生クラッシュラン及び再生粒調砕石は、福岡県リサイクル製品認定制度実施要綱第7条第5項の規定により

認定した製品（以下「認定リサイクル製品」という。）を使用する。または、県土整備部の承認施設で製造された製品（以下「承認施設製品」という。）のいずれかを使用する。

1-13 材料確認

搬入時の材料確認が必要な材料については、以下の材料確認一覧表に示すとおりとする。

材料確認一覧表

区 分	材 料 名	添 付 資 料 等
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	P C用鋼材(ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	J I S 製品以外
	混和材料	J I S 製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	J I S 製品以外
	コンクリート杭・矢板	J I S 製品以外
塗 料	塗料一般	
その他	レディミクストコンクリート	J I S 製品以外
	アスファルト混合物	
	薬液注入材	
	薬剤	
	セメント系固化材	

(1) 実施要領

- ①施工計画打合せ段階で、材料確認する対象材料を決定する。材料確認一覧表以外にも監督員の指示するものは確認をおこなうこととする。
- ②工事打合せ書で確認願いを提出する。（外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を添付する）
- ③確認は搬入毎または、使用前にまとめて行ってよい。監督員は、工事打合せ書で提出された確認願いに基づき、現場にて材料確認をおこなう。
- ④材料確認の写真撮影は、監督員の確認状況並びに該当材料が判断できる写真とする。黒板には「材料確認状況」、材料確認願に記入した「材料名」「数量」「監督員氏名」を記入して撮影する。
特に、セメント系固化材の数量についての写真管理は、商品名記載がある面にすべて番号を付し、数量を管理すること。

- ⑤やむを得ず現場確認ができない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を提出し、机上確認を受けることができる。

1-14 電子納品(対象外)

本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、各施工段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「福岡県農林水産部（県営農業農村整備事業）電子納品運用ガイドライン（案）」（以下、「農林水産部ガイドライン案」）に示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを示す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

電子納品に関する基準は、農林水産部ガイドライン案によるものとする。

成果物は、電子データを CD-R (DVD - R) に納め 2 部（正副各 1 部）提出する。

なお、「紙」による報告書の提出は、監督院と協議の上、決定する。

1-15 配置予定技術者の途中交代

- (1) 配置予定技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者の死亡、傷病、又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

①請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

②橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現場へ工事の現場が移動する時点。

③ダム、トンネル等の大規模な工事で一つの契約が多年に及ぶ場合。

- (2) 前項のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質の確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

ただし、変更しようとする配置予定技術者は、本工事の入札説明書に定められた配置予定技術者に関するすべての条件を満たす者でなければならない。

なお、配置予定技術者を変更した場合、変更後の配置予定技術者の技術力について、本工事の総合評価における「配置予定技術者の技術力」により評価した結果が、当初の配置予定技術者の評価結果を下回るときは、工事成績評定から 5 点を減じる。

1-16 評価内容の担保

- (1) 申請書又は技術資料等に虚偽の記載が判明した場合又は配置予定技術者を正当な理由なく変更した場合、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。また、発注者による解除権を行使することがある。

- (2) 入札時に提出された簡易な施工計画（以下「施工計画」という。）に記載された内容については、履行状況の検査を行う。検査の結果、請負者の責により施工計画が満たされていないと発注者が判断した場合は、次に掲げる措置を行う。ただし、施工条件の変更等により履行できないことについてやむを得ないものとして発注者が承認したものを除く。

①簡易な施工計画が履行されなかったとき

履行されなかった簡易な施工計画 1 事項につき、工事成績評定から 5 点を減じる。

ただし、減点は 10 点を限度（配置予定技術者の変更における減点があるときを含む。）

とする。

- ②履行されなかった簡易な施工計画が3事項以上あるなど特に悪質と認められるときは前項の規定を適用することがある。

1-17 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない期間は、下記に該当する場合である。

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの間）。
- なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間。
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間（工場製作過程での監理技術者による監理は必要であるが現場での専任は不要）。

1-18 現場代理人の現場への常駐を要しない期間

- ①請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ②工事の全部の施工を一時中止している期間（現場管理のため、発注者が工事現場への常駐を特に指示した場合を除く）。
- ③橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④前各号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

1-19 その他

本工事において変更がある場合は、別途協議するものとする。

設計図書及び本特記仕様書について、疑義が生じた場合及び上記各項にて明確に出来ない事項は、必要に応じて協議して定めるものとする。

第2章 築堤（盛土）

2-1 築堤の範囲

築堤の範囲は、図面及び本仕様書に示した刃金土及びさや土の築造のための施設、労力及び機械の供給ならびに本工事に必要なすべての作業が含まれる。

2-2 築堤の区分

- (1) 刃金土

刃金土はため池止水の目的のために施工する不透水性ゾーンである。

(2) 鞘土

刃金土の上・下流に配置する半透水性ゾーンである。

2-3 一般事項

請負者は、共通仕様書に定める事項（第2編第18章 ため池改修工事 第3節 堤体工）の他、次の各号に従わなければならない。

- (1) 築堤は、監督員が特に指示しない限り、図面に示された計画斜面勾配及び断面に従って施工しなければならない。監督員が必要と認めた場合は、基礎幅、斜面勾配の増減、または、断面の変更を行うことがある。
- (2) 堤体の床堀及び切土の完了後、監督員は検査を実施する。築堤は検査に合格して初めて着手することができる。
- (3) 現場に搬入した材料を監督員が不相当と認めた場合、請負者はこれを除去し、指定場所に搬出しなければならない。
- (4) 用土のまき出しは、盛土全面にわたってほぼ水平にブルドーザ等承認された方法で行うものとする。
- (5) 基礎面及び底樋・洪水吐等の構造物周辺は、人力で入念に施工するものとする。
- (6) 堤体天端の余盛りは、5～15cm 程度とする。また、盛土斜面についても、0.1～1.0m 程度余盛りを行い、正規断面に切り取って仕上げるものとする。
- (7) 貯水前に堤体盛土、転圧までを行い、翌年度以降に法面保護工を行う場合の法面は、以下の点に留意して施工しなければならない。
 - ① 貯水期間中に法面崩壊を起こさないよう、計画勾配により法面整形仕上げまで行っておく。
 - ② 既仕上げ面は翌年度以降の法面保護工事の際に再度掘削し、基礎面として整形することとする。
- (8) 請負者は、工事最終引き渡し以前に盛土の一部が崩壊した場合は、監督員の指示する範囲の材料を取り除き、再盛土を行わなければならない。もしその崩壊が請負者の落度から生じたと認められた場合には、材料の取り除き及び再盛土の全作業は請負者の負担において行わなければならない。

2-4 材料

(1) 一般

築堤材料は、購入土と堤体掘削より生ずる土砂を使用する。堤体の掘削と築堤の関係について予め十分な計画を立て、利用できる掘削材料を捨土したり、不良土を不必要にストックしたりすることのないようにしなければならない。

(2) 刃金土

刃金土は購入土とする。「1-1-1 工事材料承認」の項目で記載されている書類を、監督員に提出し承認を得ること。

刃金土の運搬距離について、積算距離よりも近い場所から刃金土を納入する場合は、設計変更の対象とする。

(3) さや土

さや土は原則として堤体掘削土を流用する。

(4) 改良土

改良を行う土砂は、混入している雑草、木根、転石等を事前に除去し、改良材を十分に混入させた土を利用する。混合状態は、目視にてムラがなくなり粘り気がでるまで行わなければならない。原則、改良材はセメント系固化材を用いることとし、使用材料の承認を得た後、施工に先立ち室内配合試験を実施すること。

2-5 含水比の調節

- (1) 盛土各層の材料は、必要な転圧効果を得るために、「2-7 施工管理」に規定する範囲内または監督員の指示した含水比を得るようにしなければならない。また、用土各層の含水比はできるだけ均一となるよう調節しなければならない。
- (2) 非常に湿潤な材料については、含水比が所定の範囲内に減じるまでできるだけ土取場上に、またやむを得ないと監督員が認めた場合は築堤上に広げ、必要があればレーキなどにより攪土し乾燥させなければならない。
- (3) 用土の含水比が高い時は、監督員が施工の一時中止を命じることがある。また、材料が乾燥し過ぎた時は、請負者は築堤の各層に散水するか、または含水比の高い材料を混ぜ、レーキその他の方法で含水量が全体に充分行き渡るようにしなければならない。
- (4) 築堤表面が乾燥し過ぎてその上に置く用土とうまく結合しないと監督員が認めた場合は、請負者は監督員が指示する深さまでレーキ等をかけて掻き起こし、乾燥材料を緩め、散水等により所定の含水比まで湿らせ、下層の築堤土と同等の密度まで転圧しなければならない。

2-6 締め固め

(1) 機械

刃金土及さや土ともに、原則としてタイヤローラまたは振動ローラを使用する。

(2) 刃金土の締め固め

運搬された材料は全体を最適含水比付近の様な含水比とするため、ブルドーザ等で混合し、所定の厚さにまき出し、ローラで所定回転圧するものとする。転圧方向は堤体の横断方向（堤軸と平行）に行う。ローラの入れない狭小部はランマ等でローラと同程度まで締め固めなければならない。築堤材をまき出し中、材料中に混入した根またはオーバーサイズ粒径（一層の仕上げ厚さの 1/3 以上）の石等は除去しなければならない。また、各層の轍は転圧前に充分埋戻しておかなければならない。

(3) さや土の締め固め

所定の厚さでまき出し、ローラで所定回転圧するものとする。転圧方向は堤体の横断方向に行う。ローラの入れない部分は刃金土と同様、ランマ等で締め固めなければならない。築堤材をまき出し中、材料中に混入した根またはオーバーサイズ粒径（一層の仕上げ厚さの 1/3 以上）の石等は除去しなければならない。また、各層の轍は転圧前に充分埋戻しておかなければならない。

2-7 施工管理

2-7-1 土質試験

盛土試験に先だって土取場用土が遮水材として適しているか否かを判断するため、請負者は下記に示す土質試験を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。（購入土の場合は、材料承認願いに添付するものとする。）

- (1) 土粒子の密度試験（JIS A 1202） 1 回
- (2) 土の粒度試験（JIS A 1204） 1 回
- (3) 土の含水比試験（JIS A 1203） 1 回
- (4) 液性限界・塑性限界試験（JIS A 1205） 1 回
- (5) 突固めによる締固め試験（JIS A 1210） 1 回

現場の盛土管理のために、最適含水比及び最大乾燥密度を求める。現場含水比は所定の締固め度を満足するよう管理しながら施工するものとする。

- (6) 室内透水試験（JIS A 1218） 1 回

刃金土の不透水性を確保するために、室内透水試験を行うものとし、透水係数は $k=1 \sim 5 \times 10^{-6} \text{cm/s}$ 以下とする。

- (7) 三軸圧縮試験（CU）（JGS 0521）
- (8) 三軸圧縮試験（UU）（JGS 0523）

2-7-2 盛土試験

- (1) 一般

築堤にあたっては、転圧機械の重量、まき出し厚さ、転圧回数の確認及び材料の許容含水比、材料の選択等を決定するため、刃金土・さや土ともに盛土試験を実施する。（購入土の場合は、材料承認願いに結果を添付するものとする。）

- (2) 材料

材料は堤体盛土に使用するものと同じ築堤材料とする。

- (3) 試験方法

まき出し厚は原則として、刃金土・さや土とも 20cm、25cm、30cm とする。

転圧回数は、片道を 1 回と数え、刃金土は 4 回 6 回 8 回、さや土は 2 回 4 回 6 回転圧をする。

転圧機械の締め固め速度は、作業現場で運行する標準速度で行うものとする。

施工方法については、別紙 1 を参照。

- (4) 現場密度試験

原則として、砂置換法にて実施する。すべての区画において 3 点行うものとする。

- (5) 現場透水試験

現場密度試験結果において最大乾燥密度の 95%以上の区画において、3 箇所実施するものとする。各区画 1 点行うものとする。

試験方法は原則として、地盤工学会基準「締め固めた地盤の透水試験（JGS1316-1995）」にて実施する。

- (6) 変更

盛土試験の結果に基づいて、本仕様書に規定した盛土の施工方法及び管理基準の修正を行うことがある。請負者は、この変更事項を遵守しなければならない。なお、修正された施工方法について必要があると認められる場合は、設計変更の対象とする。

2-7-3 施工管理基準

(1) 施工管理の目的

刃金土及びさや土において、設計強度と必要な遮水性を満足する品質の盛土を築堤するために実施するものである。

(2) 品質管理基準

盛土の管理基準は、農業農村整備事業土木工事施工管理基準（令和元年10月 福岡県農林水産部）によるものとする。試験（測定）基準は、堤体延長50m毎に1回おこなうこと。

(3) 現場試験の測定位置等

盛土施工時の現場密度試験の採取位置及び現場透水試験の測定位置については、監督員の指示に従うものとする。指示がない場合においても、管理単位各部ごとに偏りがないように試験を行わなければならない。

(4) 撮影記録による出来高管理

撮影記録による出来高管理については、堤体延長20m毎に1箇所の割合で、盛土幅員、巻きだし厚さ、転圧状況を撮影しなければならない。

第3章 取水施設工

3-1 斜樋工

請負者は、共通仕様書に定める事項（第2編第18章 ため池改修工事 第6節 取水施設工）の他、次の各号に従わなければならない。

- (1) 斜樋は盛土上に施工するため、掘削・埋め戻し作業については充分注意して作業を行わなければならない。
- (2) 斜樋管の布設時には、受け口・差し口等を充分清掃し、完全に接合するものとする。
- (3) 管巻立てについては、浮き上がり防止に充分注意して施工しなければならない。
- (4) 斜樋にはエアー抜きパイプを布設し、露出部は防塵設備及び保護設備を施工するものとする。
- (5) 斜樋管及び取水口の施工には漏水等のないように、十分注意して施工するものとする。

3-2 底樋工

請負者は、共通仕様書に定める事項（第2編第18章 ため池改修工事 第6節 取水施設工）の他、次の各号に従わなければならない。

- (1) 底樋管の布設時には、受け口・差し口等を充分清掃し、完全に接合するものとする。
- (2) 管巻立てについては、管が浮き上がらないように番線等で固定した後に、コンクリート打設を行うものとする。
- (3) 底樋基礎面から巻立てコンクリート天端60cm上までの埋め戻しは刃金土を使用し、堤体

盛立工に準じて施工しなければならない。

- (4)底樋開削部の転圧は、必ず堤体の横断方向に転圧機械を走行させること。埋め戻し及び盛土材は旧堤体となじみよく取り付けるように施工しなければならない。

第4章 その他

4-1 六価クロム溶出試験

本工事は、セメント系固化材による地盤改良を計画しているため、「六価クロム溶出試験」の対象工事である。「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によって六価クロム溶出試験を実施し、その試験結果を提出して監督員と協議するものとする。

溶出試験を実施する試験機関については、財団法人、民間等を問わないものとするが、「土壤環境基準 平成3年8月23日付け環境庁第46号」に掲げる方法により試験が実施可能な機関とする。

4-2 県産資材の優先使用

工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の使用に努めなければならない。

また、県産資材の調達が困難な資材については、県内中小企業から調達するよう努めなければならない。

請負者は、前記で定めた県産資材を使用しない場合は、「県産資材不使用理由書」を監督員に提出すること。

4-3 下請負人の県内優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内中小企業から選定するよう努めなければならない。

また、下請契約の相手方を県外業者（県内に本店を有する業者以外の業者）とする場合は、施工体制台帳の提出と併せて「選定理由書」を監督員に提出すること。

6-4 施工体制台帳の作成および提出

請負者は、共通仕様書第1編 1-1-12（施工体制台帳及び施工体系図）により、下請契約（一次及び二次下請契約以降全ての下請契約を含む。）を締結した場合は、金額・工種の如何にかかわらず、別に定める施工体制台帳を作成し、遅滞なく監督員に提出するものとする。

また、提出した施工体制台帳の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員に提出するものとする。

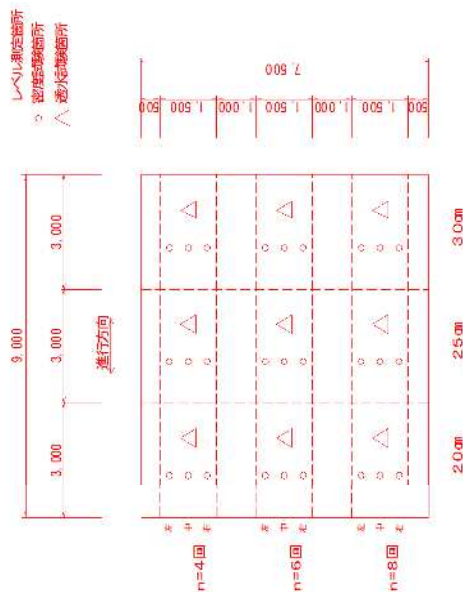
6-5 進入路の補修

本地区への進入路となる既設の県道等及び市道について、重機やトラックの通行により路面や法面に不陸や損傷が発生した場合は、一般の通行に支障が生じないよう補修すること。なお、その際の補修費については、契約変更の対象としない。

盛土試験（刃金土、鞘土）

振動ローラー 2.5～2.8 t 級 格果式

SH = 1:100 SV = 1:20



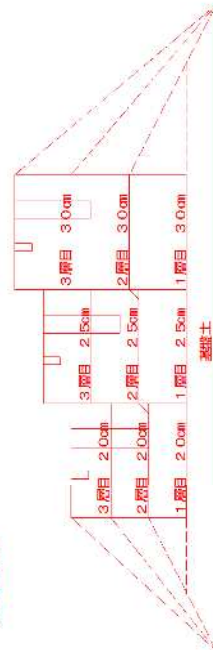
最大乾燥密度

刃金土 D値 = 95% 以上
鞘土 D値 = 95% 以上

透水係数

刃金土 $k = 1 \times 10^{-5} \text{ (cm/sec)}$ 以下
D値 = 9.5% 以上の部分について実施する。

まき出し厚さ

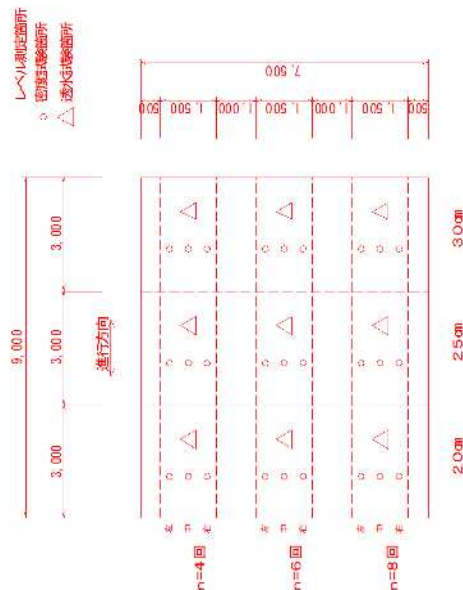


刃金土層厚 $6.8 \times 7.5 \times 0.25 \times 3 = 9.6 \text{ cm}$

盛土試験（刃金土、鞘土）

振動ローラー 0.8～1.1 t 級 ハンドガイド式

SH = 1:100 SV = 1:20



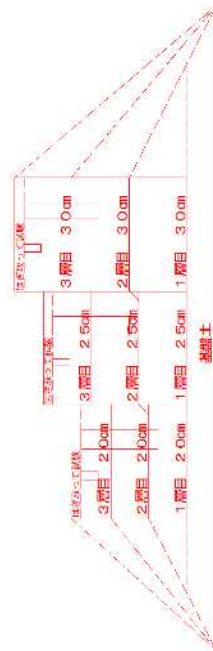
最大乾燥密度

刃金土 D値 = 95% 以上
鞘土 D値 = 95% 以上

透水係数

刃金土 $k = 1 \sim 5 \times 10^{-5} \text{ (cm/sec)}$ 以下

まき出し厚さ



刃金土層厚 $6.8 \times 7.5 \times 0.25 \times 3 = 9.6 \text{ cm}$